

## 基本論点2－＜追加検討＞積立不足がある場合の引当処理

## 【検討案】

（甲案）引当計上を要求しない。

- 過去勤務債務がある場合であっても、現行どおり、特別掛金等の拠出にしたがって費用処理する（ただし、積立状況に関する開示を拡充する）。
- （遅延認識が認められている退職給付会計を踏まえると）当期の負担に属する金額が計上されているため、引当をしなくても、現行の企業会計原則注解18に矛盾しているとはいえない（または、同注解18の対象外と考えるべきである）。
- 注解12は「要拠出額」としており、特別掛金も既に考慮されている。

（乙案）引当計上を義務付ける。（毎期末に要引当額を見積る）

- 現時点の過去勤務債務が合理的に見積もれる場合、（一括）費用処理する。
- 現行会計基準が要拠出額による処理を認めているとしても、注解18に基づいて引当を計上すべきである。
- 積立不足の額に重要性がある場合に限定する考え方がとれるか。

（丙案）引当計上を義務付ける。（財政再計算毎に見積る）

- 財政再計算によって合理的な見積りがされたものとして、将来の特別掛金拠出見込み額を（一括）費用処理する。

<各案の比較>

	甲案＝引当計上を要求しない	乙案又は丙案 ＝引当計上を義務付ける
退職給付会計基準 注解 12 との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注解 12 は「要拠出額」としており、特別掛金も既に考慮されている。</li> <li>・今後の特別掛金予定額を負債計上するとすれば、注解 12 設定時の議論やその後の会計実務が間違っていたことになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注解 12 及び実務指針は標準掛金を「要拠出額」と考えており、特別掛金は対象外</li> <li>・特別掛金は企業会計原則注解 18 その他で対応すべきものであるが、これまでの実務が区々になっているため、今般標準化するもの</li> </ul>
「遅延認識」(平均 残存勤務期間以内 の一定の年数で規則 的に処理する方法) と の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遅延認識は、予測数値の修正も反映されることから、各期に生じる差異を直ちに費用として計上しないもの(減価償却費計算における見積りの修正と同様に、将来に向かって反映する)。</li> <li>・要拠出額に基づく処理は、フローにより費用を計算する方法(予測給付評価方式)の一種であり、PBO による処理(発生給付評価方式)と同様に、予測数値の修正も反映されることから、遅延認識はなじむ。</li> <li>・期末要支給額で計上する方法の場合には、ストックから費用を差額で計算する方法なので遅延認識はない(予測数値の修正はキャッチアップにならざるを得ない)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要拠出額に基づく処理は、原則法に対する例外処理(簡便的な方法)であり、遅延認識の考え方はない。</li> <li>・遅延認識のない小規模企業等の簡便法(期末要支給額で計上)とあまり変わらない。</li> </ul>
企業会計原則注解 18 との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注解 18 は、将来の支出につき当期の負担に属する金額を当期の費用として引当金に繰入れるものであって、必ずしも債務性の有無で計上されるものではない。</li> <li>・特別掛金も含めた「要拠出額」が、当期の負担に属する金額であるため、追加的な費用/引当金は計上されない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別掛金は、企業会計原則の昭和 57 年改正により加えられた「特定の損失」であり、損失の発生が見込まれた時点で計上される。</li> </ul>

	甲案＝引当計上を要求しない	乙案又は丙案 ＝引当計上を義務付ける
債務性との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来支払うべき推定的な義務はあるが、確定債務ではなく、当期に費用計上する必要がない場合、必ずしも引当計上されない<sup>1</sup>。</li> <li>・ 将来支払うべき義務を負債に計上しても、相手が費用とは限らない<sup>2</sup>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来支払うべき推定される義務があれば、負債に計上すべきである。</li> </ul>
見積りの信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来支払うべき義務を計上しようとするれば、実務上、給与総額の見込みやデータ整備に時間がかかる。</li> <li>・ 年金財政計算のデータの入手は財務会計の決算タイミングとは合わないため、引当計上額には見積りの要素が大きくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引当計上には、(見積もりが不可能でない限り) 見込みや評価は必要である。</li> <li>・ 実務上の対応は、適用時期（経過措置等も含む）などで工夫できる。</li> </ul>

<sup>1</sup> PBO 計算による退職給付債務以外に、例えば、ノンキャンセラブルのオペレーティング・リース（借手）など、解約不能の長期サービス契約の処理などが挙げられる。

<sup>2</sup> 内容等により、資産（例えば、ファイナンス・リース（借手）の処理）や OCI（例えば、繰延ヘッジ損益や FAS158 による遅延認識項目）が考えられる。

<設例による検討>

(前提)

- (1) 複数事業主制度に加入し、退職給付会計上、例外処理を採用しているA社は、今後 10 年の間に、100 百万円（10 百万円／年）の特別掛金の拠出（過去勤務債務の償却）を見込んでいる。（ $t_0$  年度末）
- (2) 財政計算上の償却期間は 10 年（元利均等）であり、5 年後（ $t_5$  年度末）に財政再計算が行われる。
- (3) 5 年後（ $t_5$  年度末）の財政再計算後時点における以後の特別掛金拠出見込額は、120 百万円となった（ $t_3$  年度、 $t_4$  年度に各 60 百万円の不足金が発生し、 $t_5$  年度には 50 百万円の剰余金が発生したものとする。この結果、今後 5 年間に 17 百万円／年、その後の 5 年間に 7 百万円／年の特別掛金の拠出を見込んでいる。）。
- (4) 割引計算の論点は以下では無視する。

① 甲案の場合

	t0 年度	t1 年度	t2 年度	t3 年度	t4 年度	t5 年度	t6 年度	t7 年度
特別掛金	/	10	10	10	10	10	17	17
期末引当金	—	—	—	—	—	—	—	—

② 乙案の場合（各年度の不足金・剰余金を合理的な見積もりとして引当金に反映させる場合）

	t0 年度	t1 年度	t2 年度	t3 年度	t4 年度	t5 年度	t6 年度	t7 年度
特別掛金	/	10	10	10	10	10	17	17
引当増減	/	△10	△10	50	50	△60	△17	△17
費用計	(100)	—	—	60	60	△50	—	—
期末引当金	(100)	90	80	130	180	120	103	86

$=70+60$

$=60+60+60$

$=50+60+60-50$

③ 丙案の場合

	t0 年度	t1 年度	t2 年度	t3 年度	t4 年度	t5 年度	t6 年度	t7 年度
特別掛金	/	10	10	10	10	10	17	17
引当増減	/	△10	△10	△10	△10	60	△17	△17
費用計	(100)	—	—	—	—	70	—	—
期末引当金	(100)	90	80	70	60	120	103	86

$=60+60-50$

**【検討に先立って出された主な意見】**

- ・ 考え方B（注解18を満たした場合には引当計上）を採った場合に遅延認識ができるかどうかのポイントになるのではないか。原則法における遅延認識と同様に考えられるのではないか。←第23回専門委員会で「費用の期間配分を調整する案（要拠出額による処理に一定の制約をかける案）」を検討したが、実務上困難である等の認識が確認された。
- ・ 特別掛金を拠出時に費用処理することによって、すでに遅延認識と同様の結果となっている。問題となるのは特別掛金による償却をせずに負担を先延ばししているケースである。←同上。なお、制度上、無制限に先延ばしすることはできないこととなっている点が確認された。
- ・ 会計基準を改正するのであれば、「合理的に計算できない場合」という極めて曖昧な表現を見直すべきではないか。←基本論点2本体における検討マター。
- ・ 会計基準の根本に関わる事項まで見直すことは、本専門委員会での検討スコープ外なのではないか。←同上。
- ・ 「費用の期間配分を調整する案（要拠出額による処理に一定の制約をかける案）」が難しいとしても、引当てそのものの検討が消えたわけではない。引当てを（現行どおり）求めないこととするか、引当てを求める場合の一定の条件を整理する必要がある。

**【第26回専門委員会（11月22日開催）で出された主な意見】**

- ・ 要拠出額に基づく処理を簡便法とみる場合、遅延認識の考え方はないのではないか。期末要支給額を計算する方法（＝遅延認識なし）とあまり変わらない。
- ・ 要拠出額に基づく処理という理由で遅延認識が認められないのはおかしい。全体として整合している必要がある。
- ・ この議論の動機付けはどのようになっているのか。まず検討の必要性があってから、（一括）引当の可否についての議論に移るべきである。

**【第27回専門委員会（12月13日開催）で出された主な意見】**

- ・ 原則法に遅延認識があることとの整合性からは甲案が自然である。
- ・ 退職給付会計基準の設定当初から本質的な変化がない中で引当を要求するのはおかしい。
- ・ 最終的にどの案を採るかは別にして、債務と考えられるならば負債計上（引当金又は未払費用）が自然であり、なぜ遅延認識が適当なのか根拠を詰める必要がある。通常退職給付給付会計と違うロジックのものを遅延認識するのでは話がつながらない。
- ・ 問題が顕在化してきているのは事実である。過去に議論をしたからもういいということにはならない。従って乙案又は丙案。

**【第 28 回専門委員会（1 月 12 日開催）で出された主な意見】**

- ・ （甲案の立場）積立不足及び遅延認識の問題をいわゆる例外処理についてのみ議論するのはおかしい。→ （乙・丙の立場） 問題の所在（例外処理）に絞った部分的（断片的）議論とするべきである。
- ・ （甲）乙案、丙案は会計処理するに足る信頼性ある測定が確保できるのか疑問である。→ （乙・丙） 見積り誤差の問題は常にあるものであり仕方がない。
- ・ （乙・丙） 小規模企業等の簡便法では遅延認識を認めていない。遅延認識は極めて限定的に認められるべきで、例外処理においては認められない。→ （甲）簡便法で遅延認識が認められていない点が不整合なのであって、これをベースにする議論はおかしい。
- ・ （乙・丙） 会計上、支払うべき乃至は支払うことが予想される金額を負債に計上するのはごく自然である。→ （甲）負債計上の相手勘定が費用とは限らないという点は重要である。
- ・ 海外では原則法について遅延認識を廃止する動きがあり、ここでの論点（例外処理）を超えた大きな議論があり得る。→ （甲）総合型（例外処理）の論点をそこまで広げるのは無理がある。→ （乙・丙） そこまで難しい議論をしているわけではない。

**【参考 1】IAS 第 19 号第 32 項 A における取扱いの解釈**

本件に関連する IAS 第 19 号第 32A 項に基づく厚生年金基金における積立不足発生時の取扱いの解釈として、次のような説明を行っている文献<sup>3</sup>もある。

「厚生年金基金についても規約等において積立不足が発生したときには、事業主は特別掛金（償却掛金）負担の義務が明記されており（最大半分までは加入者に負担させることは可能）、特別掛金の計算方法および負担年数も定められています。さらに会社が厚生年金基金を脱退する際には、特別掛金の未払分に対して一括の負担が求められます。このような状況では、会社はこの特別掛金の現在価値について会社の貸借対照表においても債務計上する必要があります。」

**【参考 2】退職給付会計基準における遅延認識の根拠**

「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」からの抜粋

四 3 過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理

過去勤務債務及び数理計算上の差異については、その発生した時点において費用とする考え方があるが、諸外国では一時の費用とはせず一定の期間にわたって一部ずつ費用とする。又は、数理計算上の差異については一定の範囲内は認識しないという処理（回廊アプローチ）が行われている。

こうした会計処理については、過去勤務債務の発生要因である給付水準の改訂等が従業員の勤労意欲が将来にわたって向上すると期待のもとに行われる面があること、また、数理計算上の差異には予測と実績の乖離のみならず予測数値の修正も反映されることから各期に生じる差異

<sup>3</sup>監査法人トーマツ編「Q&A 企業年金・退職金の設計・資産運用と会計・税務」p.366 参照

を直ちに費用として計上することが退職給付に係る債務の状態を忠実に表現するとは言えない面があること等の考え方が示されている。このように、過去勤務債務や数理計算上の差異の性格を一時的費用とすべきものとして一義的に決定づけることは難しいと考えられる。

また、数理計算上の差異の取扱いについては、退職給付債務の数値を毎期末時点において厳密に計算し、その結果生じた計算差異に一定の許容範囲（回廊）を設ける方法と、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には計算基礎を変更しない等計算基礎の決定にあたって合理的な範囲で重要性による判断を認める方法（重要性基準）が考えられる。本基準では、退職給付債務が長期的な見積計算であることから、このような重要性による判断を認めることが適切と考えられるため、数理計算上の差異の取扱いについては、重要性基準の考え方によることとした。また、計算基礎にこのような重要性による判断を認めた上で回廊を設けることとする場合、実質的な許容範囲の幅が極めて大きくなることから、重要性基準に加えてさらに回廊を設けることとはしないこととした。なお、基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じた場合において計算基礎の見直しを行ったときなどに生じる数理計算上の差異について、過去勤務債務と同じく、平均残存勤務期間以内の一定の年数で規則的に処理することとし、未認識の過去勤務債務及び数理計算上の差異は貸借対照表に計上しないこととした。この場合、一定の年数での規則的処理には、発生した期に全額を処理する方法を継続して採用することも含まれる。

#### ５ 小規模企業等における簡便法の採用

従業員数が比較的少ない小規模な企業などにあっては、合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合や退職給付の重要性が乏しい場合が考えられる。このような場合には、期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行う等簡便な方法を用いて退職給付費用を計算することも認められると考えられる。

以上